

令和4年11月18日招集

令和4年第11回登米市教育委員会
11月定例会議議案

登米市教育委員会

令和4年第11回登米市教育委員会

11月定例会議議事日程

日 時 令和4年11月18日（金）午前10時

場 所 登米市役所 中田庁舎 1階 101会議室

1 出席点呼

2 開会宣言（開会 午前 時 分）

3 前回までの教育委員会会議録の承認

4 教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

日程第1（報告第22号） 教育長の一般事務報告について

6 議 事

日程第2（議案第33号） 登米市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第3（議案第34号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市登米公民館〕

日程第4（議案第35号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市豊里公民館、豊里
多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館〕

日程第5（議案第36号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市米山公民館及び
米山農村環境改善センター〕

日程第6（議案第37号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市中津山公民館〕

日程第7（議案第38号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市吉田公民館、登米
市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター〕

日程第8（議案第39号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市石越公民館〕

日程第9（議案第40号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市津山公民館及び
津山陶芸館〕

日程第10（議案第41号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔とよま観光物産センター、
春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史
資料館及び登米市高倉勝子美術館〕

日程第11（議案第42号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市東和総合運動公園〕

日程第12（議案第43号） 教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（指定管理者の指定について）〔登米市長沼ボート場クラブハウス〕

7 次回教育委員会定例会議開催日時

令和4年12月 日（ ）（午 時 分）

8 閉会宣言（閉会 午 時 分）

9 その他

（1）10月生徒指導状況について

（2）令和5年以降の「成人式」に代わる式典の名称の決定について

（3）その他

10 散 会（散会 午 時 分）

報告第22号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和4年11月18日提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 33 号

登米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、登米市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものとする。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

記

任期：令和 4 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

No.	氏 名	担 当 地 域	住 所
1	みうら 三浦 かおる 薫	迫 町	登米市迫町

議案第 34 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市登米公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 35 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 36 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 37 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市中津山公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 38 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 39 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市石越公民館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 40 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市津山公民館及び津山陶芸館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 41 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館及び登米市高倉勝子美術館〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 42 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市東和総合運動公園〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃

議案第 43 号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（指定管理者の指定について）〔登米市長沼ボート場クラブハウス〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について、「異議ない」旨回答する。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

登米市教育委員会
教育長 小野寺 文晃